解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月七日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
東京都港区芝五丁目一五番五号
社団法人資源協会
代表清算人　高橋　裕

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
東京都千代田区九段北一丁目一二番一四号
財団法人農林弘済会
代表清算人　塩飽　二郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十二月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
三重県津市白山町二本木四二一番地六
特定非営利活動法人琢磨会
代表清算人　上出美恵子

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十二年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
京都府京都市左京区浄土寺上馬場町二二
財団法人農村問題調査研究会
代表清算人　柏　久

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
大阪市福島区福島八丁目一二番七号
財団法人上福島連合自治会
代表清算人　吉﨑　昌作

解散公告（第二回）

当社団法人は、平成二十二年十二月二十二日開催の臨時総会の決議により、解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
茨城県水戸市笠原町九七八番二六
社団法人茨城県ふるさとづくり推進センター
清算人　小室　雅史

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
群馬県利根郡みなかみ町布施三六五番地
新治東部土地改良区
代表清算人　江口　喜好

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
埼玉県熊谷市妻沼二一〇―二
特定非営利活動法人埼玉ガーデン・ガーデニング
清算人　逸見　稔

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十二月三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
千葉県船橋市丸山三丁目二二番七号
特定非営利活動法人太陽の会
清算人　土門　民子

解散公告（第二回）

当農事組合法人は、平成二十二年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当農事組合法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
長野県下伊那郡阿南町富草九七三八番地
農事組合法人自然農法阿南農場
清算人　宮島　久男

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により平成二十二年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
大阪府堺市中区深井清水町一四二六番地堺市教育文化センター教育センター内
財団法人堺市科学教育振興会
清算人　堀畑　好秀

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年一月五日徳島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川一〇四番地一
那賀町土地開発公社
清算人　尾崎　隆敏
清算人　岡川　雅裕
清算人　新居　宏
清算人　吉岡　敏之

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第二十五条第一項の規定により、平成二十二年十二月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
高知県長岡郡大豊町岩原一一〇八番地
財団法人報土会
代表清算人　小笠原征太郎

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年十二月十六日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
福岡県京都郡みやこ町勝山上田九五五番地一
清算法人諫山土地改良区
代表清算人　持永　秀春

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十四日
東京都港区三田五丁目一五番一五号
特定非営利活動法人UNICORNS
清算人　金田　俊雄

第44期決算公告

平成23年1月24日
東京都新宿区西新宿四丁目2番19号
菱栄工業株式会社
代表取締役　金巻　宜政

貸借対照表の要旨（平成22年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,113,197
	固定資産	27,950
	合計	1,141,148
負債及び純資産の部	流動負債	982,797
	固定負債	44,042
	株主資本合計	114,308
	資本金	20,000
	利益剰余金	94,308
	利益準備金	2,085
	その他利益剰余金	92,223
	（うち当期純利益）	(59)
	合計	1,141,148